

江南市地域生活支援事業
移動支援事業ガイドライン

令和6年4月
江南市

目次

1. 概要	1
2. 対象者	1
3. 対象となる支援	1
4. 対象とならない支援	2
5. 実施方法	2
6. 利用者負担	2
7. 事業費	2
8. 算定方法	3
9. 支給時間数上限	4
10. 身体介護の判断基準	4
11. サービスに係る実績記録・請求	4
Q&A	5

1. 概要

屋外での移動に困難がある障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立した日常生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2. 対象者

- (1) 身体障害者手帳を所持し、下肢・体幹の障害等級が1級又は2級に該当する者
- (2) 療育手帳を所持し、A判定又はB判定に該当する者
- (3) 精神保健福祉手帳を所持し、1級に該当する者
- (4) 上記の者以外に、江南市社会福祉事務所長が必要と認めた者

※ただし、未就学児及び同行援護・行動援護の支給決定者を除く

※令和2年4月1日時点の支給決定者については、順次支給決定内容の見直しを実施。

3. 対象となる支援

移動支援の対象となる支援内容は、原則として次のとおりとする。

※原則1日の利用は8時間以内とし、日をまたぐ利用に関しては不可とする。

(1) 日常生活上必要不可欠な外出

①官公署、金融機関等における手続き等

- ・官公署での手続きや金融機関等における手続き等による外出
- ・今後の生活において必要な手続きであり、目標達成後の継続性がない外出

②本人同伴による生活必需品等の買い物

- ・衣類、食料品等の買い物

(2) 余暇活動等の社会参加のための外出

①自己啓発や教養を高めるもの

- ・講演会、博覧会、講座等の趣味的な要素のものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げたりすることを目的とする外出

※ただし、通年かつ長期にわたるものは対象外とする。

②体力増強や健康維持・増進を図るもの

- ・スポーツジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することで健康の維持を図ったり、体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とする外出

※ただし、通年かつ長期にわたるものは対象外とする。

③生活の内容や質の充実を高めるもの

- ・映画鑑賞、観劇、コンサート等

4. 対象とならない支援

①経済活動に係る外出

- ・就職活動、通勤、営業活動等

②通年かつ長期にわたる外出

- ・通学、通勤、福祉サービス事業所等への通所、医療機関への通院等

③ 団体主催による行事での外出

- ・施設や学校、団体主催による行事での外出

④ 社会通念上、移動支援を利用することが適当でない外出

- ・宗教（布教・勧誘）活動、政治活動、公序良俗に反することを目的とする外出

※通年とは1年を通じて定期的なもの、長期とは概ね3か月を超えるものとする。

5. 実施方法

個別利用のみとする。

6. 利用者負担

(1) 利用者負担について

利用者負担については、下表のとおりとする。（「江南市地域生活支援事業実施要綱」にて規定）

所得区分	生活保護	低所得	一般1※1	一般2※2
課税区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯	左記以外
負担割合	負担なし	負担なし	事業費の10%	事業費の10%
負担上限月額	0円	0円	者：9,300円 児：4,600円	37,200円

※1 者は市民税の所得割 16万円未満、児は市民税の所得割 28万円未満の世帯が対象。

※2 者は市民税の所得割 16万円以上、児は市民税の所得割 28万円以上の世帯が対象。

(2) その他

公共交通機関を利用した際の交通費や施設の入館料等については、原則利用者が実費を負担するものとする。（但し、事業所との契約内容により異なります。）

7. 事業費

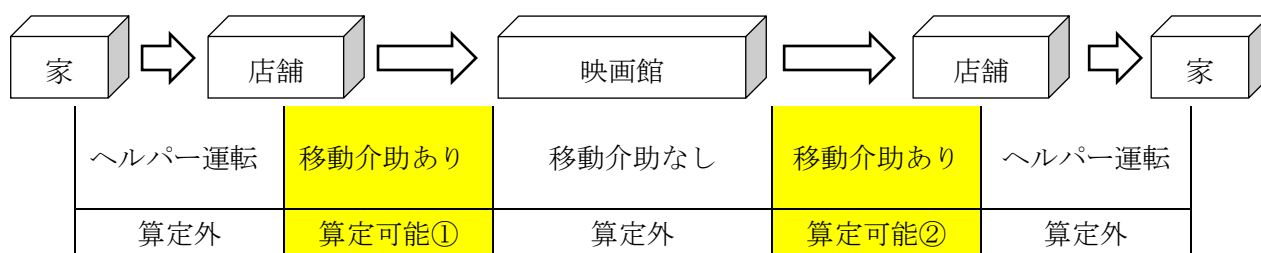
サービスに要する事業費は下表のとおりとする。

サービス類型	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	以後30分毎
身体介護を伴う	2,652円	4,185円	6,081円	859円加算
身体介護を伴わない	1,098円	2,040円	2,849円	714円加算

※事業費の算定について30分以上の利用時間については、15分以上を繰り上げ、15分未満を切り捨てとして算定する。

※法改正等に伴い事業費が変更となる場合がありますので、HP等でご確認ください。

8. 算定方法



※移動が伴わない時間の算定は不可とする。

※ヘルパー自ら車を運転する場合は移動支援の対象外。

※算定可能①及び算定可能②の間が**2時間以上**の場合は①及び②の報酬算定時間は通算せず、それぞれを1回のサービス提供時間として算定する。

利用可否簡易一覧表（一例）

買い物	○	プール	○	法事	○
動物園	○	スポーツジム	○	選挙	○
水族館	○	お見舞い	○	事業所	×
遊園地	○	教養講座	○	学校	×
博物館	○	講演会	○	会社	×
映画館	○	冠婚葬祭	○	病院	×
観劇	○	初詣	○	団体主催行事	×

○・・・利用可能

×・・・利用不可

【移動先等における算定の可否】（一例）

◎映画館

利用者のトイレ介助等、移動が伴う時間が発生した場合の介助した時間は算定可能。

鑑賞中については**算定不可**。

◎プール

遊泳指導等はヘルパーの本来業務ではないため**算定不可**。

事故等の危険性を考慮し、プール内において危険回避のための必要な支援を行う時間は算定可能。

※緊急対応が直ちにできる状態でなければなりません。

◎現地集合及び現地解散

算定可能。

目的地までの支援が不要である理由を別紙報告書の特記事項欄に記載必須。

目的地で移動支援が必要でなく、単に見守る行為である場合は**算定不可**。

9. 支給時間数上限

16時間/月（身体介護伴う・伴わないかを問わない）

10. 身体介護の判断基準

移動の介護を行う際に実際の身体介護を行ったか否かではなく、日常生活において身体介護が必要であって、移動支援においても当然に身体介護が必要な状態であることをもって判断するものとし、障害福祉サービスの【通院等介助】における身体介護の適用基準（児童に関してはこれに相当する状態）を準用する。

【身体介護を伴う】 判断基準 ※右記の①と②の両方に該当する支援の度合であること	①障害支援区分が区分2以上に該当していること ②障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること (1)「歩行」：「全面的な支援が必要」 (2)「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」 又は「全面的な支援が必要」 (3)「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」 又は「全面的な支援が必要」 (4)「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 (5)「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
--	---

11. サービスに係る実績記録・請求

サービスの提供をした場合の請求書等は、次のとおり市へ提出願います。

(1) 提出書類

①請求書（指定様式）

②明細書（任意様式）

※利用者毎に作成して提出してください。

③実績記録票（任意様式）

※利用者毎に作成して提出してください。

④実施報告書（指定様式）

※実績記録票とは別に利用者毎に作成して提出してください。

(2) 提出期日

利用のあった日が属する月の、翌月10日までに市へ提出してください。

Q & A

Q1 利用できる事業所はどこになりますか。

A1 事業所につきましては、江南市と委託契約を締結している事業所が利用可能となります。委託契約を締結していない事業所は利用できません。

Q2 現地集合や現地解散は可能ですか。

A2 可能です。ただし、外出先が移動支援の対象にならない場所や、目的地で移動支援が必要でなく、単に見守る行為のみである場合は認められません。

Q3 習い事に通うための利用はできますか。

A3 通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用できません。

Q4 病院や施設に入院・入所中である場合、移動支援を利用できますか。

A4 移動支援は在宅生活を送っている方の社会生活上必要不可欠な理由による外出や余暇活動等社会参加促進のための外出支援であり、入院中や入所中の方の利用は認められません。

Q5 複数の目的地がある場合でも移動支援は利用できますか。

A5 利用できます。ただし、目的地の一つにでも移動支援の対象とならない場所が含まれている場合は、当該移動支援全体が対象外となります。

Q6 年齢による利用制限はありますか。

A6 原則、就学児以上の利用とさせていただきます。(未就学児については、障害の有無にかかわらず本来保護者が付き添うものであり、児童のみでの外出が見込まれないため、移動支援の対象として認められません。)

Q7 PTA や子ども会、家族会が主催する行事に移動支援を利用できますか。

A7 団体主催の行事については、その行事の間に必要な支援は団体の責任で行うべきものであることから、行事参加中の移動支援の算定は認められません。

Q8 2人体制の支援は可能ですか。

A8 可能です。基準に関しては、居宅介護における2人介護の要件を準用します。ただし、2人体制を理由に支給時間数上限を超えることは認められません。

Q9 講演会に講師として参加する場合に移動支援を利用できますか。

A9 講師として謝礼がある場合は営業活動の一環となるため、認められません。ただし、無償である場合には認められます。

Q10 家族が不在であるため、児童と一緒に外出してもらえますか。

A10 支援の理由が障害によるものではなく、子育てによるものであるため認められません。

Q11 短期入所を利用する場合の送迎に移動支援を利用することができますか。

A11 短期入所の送迎については、介護給付費において報酬算定が可能であるため、移動支援の利用は認められません。

Q12 ヘルパーが車を運転しての移動支援は可能ですか。

A12 可能です。しかし、ヘルパーが運転をしている間は、利用者を介助することができないため、その時間帯は報酬算定の対象とはなりません。

Q13 ヘルパーと一緒に食事をする場合、移動支援として認められますか。

A13 ヘルパーと一緒に食事をしている時間は、常時支援が行われている状態ではないため、原則、移動支援として認められません。

